

毎週火、金曜日発行（但休日に出るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正  
建築士法施行細則の一部改正
- ◇告示 建設業者の変更登録  
展示林の設置
- ◇公告 県有財産の一般競争入札
- ◇雑報 市町村職員共済組合組合会の招集

## 規則

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年三月二十三日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第十四号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号以下法という。）」の下に「毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号以下政令という。）」を加え「知事を経て厚生大臣に出す申請書及び届書は正副二通を」を削り「届書は一通」を「届書は正副二通」に改める。

第二条に次の一号を加える。

四 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者おし、つんぼ、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書

第四条の次に次の四条を加える。

（モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤使用指導者の指定申請）

第五条 政令第十三条第一号ロ又はチに規定する知事の

<p>指定を受けようとする者は別記第四号様式の申請書に資格を証する書面の写又は技術職員である旨の所屬長の発行する身分証明書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(農業者の組織する団体の指定申請)</p> <p>第六条 政令第十六条第一項第一号に規定する知事の指定を受けようとする団体は別記第五号様式の申請書に団体の規約及び貯蔵設備の概要図を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(有機燐製剤使用指導者の指定申請)</p> <p>第七条 政令第十八条第一号ニ、ホ、又はヘに規定する知事の指定を受けようとする者は別記第六号様式の申請書に技術職員である旨の所屬長の証明書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(指定証の交付)</p> <p>第八条 知事は前三条に規定する指定を行つたときは次の様式による指定証を交付する。</p> <p>一 第五条の規定による申請については別記第七号様式</p>	
<p>二 第六条の規定による申請については別記第八号様式</p> <p>三 第七条の規定による申請については別記第九号様式</p> <p>別記第三号様式の次に</p> <p>次の六様式を加える。</p> <p>別記第四号様式</p> <p>モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤</p> <p>使用指導者指定申請書</p> <p>毒物及び劇物取締法施行令第十三条第一号ロ(チ)に規定する指導者の指定を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名</p> <p>鳥取県知事 殿</p> <p>印</p>	
住所	氏名
資格	氏名
勤務先所在地及び名称	年 月 日 生

勤務先における職名	年 月 日
受講の有無	年 月 日
参考事項	
備考	<p>(1) 「資格」欄には法第八条に規定する事業管理人の資格を記入すること。</p> <p>(2) 「受講の有無」の欄にはモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用指導者講習会の受講月日を記入すること。</p> <p>別記第五号様式</p> <p>特定毒物使用者指定申請書</p> <p>毒物及び劇物取締法施行令第十六条第一項第一号に規定するジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤及びジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤の使用者の指定を申請します。</p> <p>年 月 日</p>
鳥取県知事 殿	<p>団体の所在地</p> <p>団体の名称</p> <p>代表者の住所及び氏名</p> <p>印</p>
団体の員数	
団体に所属する農地の番地及び面積	
農地の略図	別紙のとおり
備考	<p>(1) 記載は墨又はインクを用いること。</p> <p>(2) 用紙はB列五番とすること。</p> <p>(3) 農地の略図は別紙を添付すること。</p> <p>別記第六号様式</p> <p>有機燐製剤使用指導者指定申請書</p> <p>毒物及び劇物取締法施行令第十八条第一号ニ(ホ、ヘ)に規定する指導者の指定を申請します。</p>

年 月 日  
 氏名  
 殿  
 印

住所	氏名	勤務先所在地 及 勤務先における 職務名	受講の有無	参考事項
	年 月 日生		年 月 日	

備考  
 「受講の有無」の欄には有機燐製剤使用指導者講習会  
 受講月日を記入すること。

別記第七号様式

モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤  
 使用指導者指定証

指定番号 第 号  
 所属団体名  
 資格(職名)  
 氏名

年 月 日生

右は毒物及び劇物取締法施行令第十三条第一号ロ(チ)  
 に規定するモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤使  
 用指導者として指定する。

年 月 日  
 鳥取県知事  
 印

別記第八号様式

特定毒物使用者指定証

指定番号 第 号  
 団体の所在地

団体の名称  
 代表者の氏名

右は毒物及び劇物取締法施行令第十六条第一項第一号  
 に規定するジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイ  
 トを含有する製剤及びジメチルパラニトロフェニルチオ  
 ホスフェイトを含有する製剤の使用者として指定する。

年 月 日  
 鳥取県知事  
 印

別記第九号様式

有機燐製剤使用指導者指定証

指定番号 第 号  
 所属団体名  
 資格(職名)  
 氏名

年 月 日生

右は毒物及び劇物取締法施行令第十八条第一号ニ(ホ、  
 ヘ)に規定する有機燐製剤使用指導者として指定する。

年 月 日

附 則  
 鳥取県知事  
 印

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布す  
 る。

昭和三十一年三月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十五号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八  
 十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(登録の申請)

第一条の二 法第二十三条第一項及び第三項の規定によ  
 つて建築士事務所の登録を受けようとする者は、建築  
 士法施行規則第二十条の規定による登録申請書等を前

(副)

第五号書式(用紙B5)

※ 登 録 通 知 欄	建築士事務所登録通知書			
	建築士法第23条の3第1項の規定により登録簿に登録したので同条第2項の規定により通知します。			
	登録番号	第	号	(氏名)
	登録年月日	昭和	年	月
	鳥取県知事			㊟
建築士事務所	ふりがな	がな	称	
	所在地	電話番		
	一級建築士事務所又は二級建築士事務所の別	級建築士事務所		
個人であるとき	ふりがな	がな	建築士	一級建築士 <input type="checkbox"/>
	氏名	名	の資格	二級建築士 <input type="checkbox"/>
	住所			
法人であるとき	ふりがな	がな	称	
	事務所所在地			
	役員の役名及び氏名			
所を管理する建築士事務所	ふりがな	がな	登録番号	第
	一級建築士又は二級建築士の別	級建築士	登録を受けた都道府県名(二級建築士の場合)	
記入上の注意	1 ※印欄は記入しないで下さい。			
	2 <input type="checkbox"/> のある欄は該当する <input type="checkbox"/> の中に√印をつけて下さい。			

条第一項の土木出張所長を経由して知事に提出しなければならぬ。

第二条の次に次の一条を加える。

(事務所登録の通知)

第二条の二 法第二十三条の三第二項の規定による登録の通知は第五号書式により第一条第一項の土木出張所長を経由して交付する。

2 法第二十三条の四第三項の規定により登録を拒否した場合における通知は、前項に準じてこれを行う。

3 法第二十三条の七及び法第二十六条の規定により登録をまつ消され又は取消された場合においては、第一項の登録通知書を知事に返納しなければならない。第三条の二を次のように改める。

(登録簿の閲覧)

第三条の二 法第二十三条の八の規定による登録簿は、

鳥取県土木部建築課内に備え閲覧に供する。

第四条中「前条第二号」を「第三条第二号」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

(変更及び廃業等の届出)

第八条の二 法第二十三条の五及び法第二十三条の六の規定により知事に届出をしようとする場合においては、第一条第一項の土木出張所長を経由して届け出なければならない。

第五号様式を第五号書式とし次のように改める。

告示

この規則は、公布の日から施行し昭和三十一年二月二十一日から適用する。

鳥取県告示第百十三号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年三月七日変更登録した。  
昭和三十一年三月二十三日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	おもな営業所所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (に)第二四一号	昭和三十年 二月十三日	中尾組	(新)鳥取市行徳九五 (旧)南行徳四二五	中尾豊七

鳥取県告示第百十四号

鳥取県展示林設置規程（昭和二十七年三月鳥取県告示第百六十六号）第三条に基づき次のように展示林を設置した。  
昭和三十一年三月二十三日

展示林番号	名称	位置	所有者	面積	樹種	期間
22	ヒノキ展示林	気高郡鹿野町大字矢原字上南谷	国森 永保	三、三〇〇 <sup>反</sup>	ヒノキ	昭和三十一年三月二十日より 三十四年三月三十一日まで
23	クリ	八頭郡船岡町大字下野字牛尾谷 西側口分九九八	山本 隆雄	三、〇〇〇	クリ	

公告

24	届示薪炭林	河原町大字釜口字上ノ山 上平一、四九四	遠藤 龍雄	二、〇〇〇	クヌギ
25	アカマツ展示林	東伯郡三朝町大字本泉字東鎌谷 八三〇ノ一	旭財産区管 理委員	七、〇〇〇	アカマツ
26	アカマツ	東伯町大字杉地字澁茶平 五四二、五四四	池口 信輝	一、三〇〇	アカマツ
27	スギ	三朝町大字穴鴨字向ヒ平 一、三九四	村西 健治	二、〇〇〇	スギ
28	クリ	日野郡黒坂町大字中管字日向林 二二七	矢田貝清治	三、〇〇〇	クリ
29	アカマツ	西伯郡岸本町大字小林字下ノ原 一〇一	林原 正治	六、〇〇〇	アカマツ

果有財産を次のとおり一般競争入札によつて売却するから買受け希望者は、期限までに入札書を提出して下さい。

昭和三十一年三月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 公売財産の名称、数量及び検査期限

公売財産の名称 数量 検査期限

乗用自動車一、九三二年式バッテリー鳥三四五一〇七号（セダン） 一 昭和三十一年七月六日

